

# 桜井神社文書62点などを市指定文化財に

市教育委員会では、11月3日付けで、桜井町桜井神社にある「桜井神社文書」62点と、東町法行寺にある「絹本着色親鸞聖人像」「絹本着色聖徳太子像」「絹本着色真宗七高僧像」を新たに市指定文化財に指定しました。これで、市指定文化財は177件となり、国指定5件、県指定13件と合わせて、市内の指定文化財は、全部で195件となりました。

## 桜井神社文書62点

有形文化財古文書

- 祭禮帳4冊 明和5年(1768)
- 宗門人別御判形帳2冊 文政11年(1828)、文久4年(1864)
- 検地帳6冊 慶長19年(1614)ほか
- 年貢皆済関係、訴状、願上書など50点



桜井神社は、白山社として徳川氏の崇敬を受け、近郷24か村の氏子を持つていましたが、明治期には、36か村の氏子を持つてに至りました。毎年祭礼が盛大に行われた記録が書きつづられたものが祭禮帳です。宗門人別御判形帳は、文政11年と文久4年の2冊があり、36年間の檀那と寺の推移を検討するには、重要

な資料です。また、検地帳など50点の中には、年貢の皆済、論争の書状願上書など貴重な文書があります。

## 絹本着色 親鸞聖人像

一幅 有形文化財絵画

正保3年(1646)

この像は、首に帽子を巻き、黒衣黒袈裟を着け、念珠を右手に上段にして持ち、各狭間付き礼盤に斜め右を向いて座っています。今回指定となった親鸞聖人像、聖徳太子像、真宗七高僧像は、裏書きが残されていることから、正保3年に東本願寺の宣如上人から下附されたものであることがわかります。宣如上人の使命は、東本願寺を一派の本寺として名実ともに充実させることでした。寛永16年(1639)には、徳川家光から土地の寄進を受け、寺地を拡張、石川文山に依頼し、涉成園(釈穀邸)を築きました。

親鸞の画像としては、存命中に描かれ、三河国安城に伝えられたとする「安城御影」が有名で、現在は西本願寺に伝わり、国宝となっています。ほかの市指定文化財の親鸞聖人像には、西蓮寺と本證寺のものがあ



## 絹本着色 聖徳太子像

一幅 有形文化財絵画

正保3年(1646)

身に袈裟をまとい、両手で柄香炉を持ち、父・用明天皇の病氣平癒を念じた聖徳太子16歳の時の姿を描い

たもので、孝養の太子とも呼ばれています。上部には病氣平癒を願った讚が4行書かれています。市指定文化財の中に、木造聖徳太子像(本證寺)がありますが、これも太子16歳の孝養像で右手に笏、左手に柄香炉を持つ姿が表現されています。

## 絹本着色 真宗七高僧像

一幅 有形文化財絵画

正保3年(1646)

インドから中国を経て、日本に至



る浄土教の祖師について、親鸞が選んだ7人が描かれています。上段の2人は、インドの龍樹、天親、中段の3人は、中国の曇鸞、道綽、善導、下段は、日本の源信、源空が描かれています。七高僧をこのような形式で定めたのは、蓮如上人のこととされています。

真宗寺院では聖徳太子像一幅と七高僧像一幅が安置されています。